ニ　認定支援機関が講ずべき支援措置

⑴　認定支援機関は、その設置した中小企業再生支援協議会の決定又は助言にのっとり、地域における個々の中小企業の特性を十分に踏まえつつ、中小企業再生支援業務を適正かつ確実に行う。

⑵　認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるとともに、必要に応じて、他の中小企業支援機関又は既存の中小企業支援策を紹介しつつ、それぞれの中小企業の活力の再生に向けた取組を促す。

⑶　認定支援機関は、過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、本業の経営に支障が生じている中小企業者を対象に、当該中小企業者の依頼に応じて、必要があると認める場合に再生計画の作成及び実行に係る支援を行う。

⑷　認定支援機関は、再生計画の作成支援に当たって、専門家等を有効に活用するとともに、多数に及ぶ関係者との調整が円滑に進むよう取引金融機関や取引企業等の協力の確保に努める。

⑸　認定支援機関は、合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化を図る中小企業者を対象に、当該中小企業者の依頼に応じて、必要があると認める場合に経営の診断の実施、合併等に関する仲介など活力の再生に資する支援を行う。

⑹　認定支援機関は、政府系金融機関と民間金融機関等の効果的な連携を図り、中小企業の活力の再生のための資金供給の円滑化に努めるものとする。

⑺　認定支援機関は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性、再生のための手法、他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の観点からの合併等の有効性等に関する研修の実施に努めるとともに、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する研修を行う。

⑻　認定支援機関は、中小企業の活力の再生の支援に係る成功事例、専門家情報、各種の施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業の活力の再生の支援に当たって有効な手法等について調査研究を行い、その成果の普及を図るものとする。

⑼　認定支援機関は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、全国本部に対し、当該計画が法第百二十一条第四項に規定する認定要件に適合するものであるかについて助言を求めることができる。

⑽　認定支援機関は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、経済産業局等の他の関係機関と連携を図り、必要書類の作成等その申請のために必要な支援に努める。

三　中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

イ　国が整備する支援体制

⑴　国は、各地域において中小企業再生支援協議会の設置その他の適切な支援体制が構築されるよう資金の確保に努めるなどの必要な措置を講ずる。

⑵　国は、経済産業局又は財務局等の国の地方支分部局、地方公共団体、機構、認定支援機関その他の関係者の連携体制の構築に努める。また、必要に応じて、認定支援機関、株式会社整理回収機構及び株式会社地域経済活性化支援機構との連携を図る。

ロ　地方公共団体が整備する支援体制

⑴　地方公共団体は、国、機構及び当該地方公共団体の区域に係る認定支援機関との連携を保ちつつ、都道府県等中小企業支援センター等を活用し、当該区域内の様々な中小企業支援機関の連携を図る。また、必要に応じて、他の地方公共団体又は他の認定支援機関との連携を図るものとする。

⑵　地方公共団体は、認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言、支援等を行うものとする。

ハ　機構が整備する支援体制

⑴　全国本部は、認定支援機関がより効果的に中小企業再生支援業務を行うことができるよう、次に掲げる支援体制の整備を図るものとする。

⑴　認定支援機関や専門家等に蓄積されている知識やノウハウ、支援取組事例等を収集、分析、体系化、及び当該専門家等の情報を整理し、並びにそれを各認定支援機関に提供し、認定支援機関を支援する体制を整備する。

⑵　認定支援機関への情報提供、助言等を行うに際し、認定支援機関からの問い合わせへの対応と専門家の派遣による対応を両立して実施する体制を整備する。

⑶　認定支援機関が講ずる支援措置の実施状況について評価し、その評価内容を、経済産業大臣に報告する。なお、報告を受けた経済産業大臣は、当該報告の内容を踏まえ、全国本部とも連携しつつ、各認定支援機関に、その評価結果を伝達するものとする。

⑷　認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の運用基準の統一、体系化や評価等に資するため、認定支援機関の行う中小企業再生支援業務の活動状況の収集、分析を行う。

⑸　認定支援機関の事業の適切な運営を支援するため、認定支援機関と定期的に連絡会議等を開催し、統括責任者、統括責任者補佐等の相互の連携を図る。

⑹　関係省庁、専門家等の全国組織（日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、一般社団法人中小企業診断協会等）、金融機関の全国組織、中小企業支援機関の全国組織、その他の関係機関との連携を図る。

⑵　機構は、再生ファンドへの出資業務を行うに当たって、必要に応じて認定支援機関へ委託して同業務の実施に必要な調査を行うとともに、認定支援機関の中小企業再生支援業務のために必要な場合には再生ファンドを紹介するなど、認定支援機関との連携を図るものとする。

⑶　機構は、中小企業再生支援業務に関する情報の取扱いに当たり、秘密の保持を確保できる体制の整備に配慮しなければならない。

⑷　機構は、中小企業者の事業再生及び合併等に関する情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者が多大な損害を被るおそれがあることから、中小企業再生支援業務を行う部署（全国本部）及びそれ以外の支援を行う部署を分けてそれぞれ独立して情報を管理するなど、機構内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備するものとする。

⑸　機構は、都道府県への資金の貸し付け業務等を通じて、自らが事業再生を行う中小企業者の債権者となり得ることに鑑み、中小企業再生支援業務に関する情報を適切に管理するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

ニ　認定支援機関が整備する支援体制

⑴　認定支援機関は、国、地方公共団体及び全国本部等と相互に連携して、適正かつ確実に中小企業再生支援業務を行うことができる体制を構築する。また、対象地域の中小企業者にとっての利便性の向上を図るため、対象地域の他の中小企業支援機関の協力を得るなどして活用しやすい体制の構築に努める。

⑵　認定支援機関は、同機関の長のほか、政府系金融機関、地域金融機関等の金融関係者、対象地域の他の中小企業支援機関、中小企業再生支援業務に関係する専門家等の代表者等から構成される中小企業再生支援協議会を設置する。

⑶　認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、企業や事業の再生及び合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局等、都道府県、機構及び様々な中小企業支援機関等の協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。